

## 避難所運営等の見直しについて

### 1 地域の避難施設の見直し

- (1) 現行の市立小中高等学校に加えて、各種施設の立地状況を踏まえ、必要がある場合に、市民センター、コミュニティ・センターについても「指定避難所」として確保します。
- (2) 地域の避難所・避難施設の考え方を、次のとおりとします。  
具体的な避難所・避難施設の配置及び運営体制については、地域の方々と意見交換を行い、情報を共有しながら、決定していきます。

#### ①市有施設等

名称	施設	運営主体	備蓄	物資供給	連絡手段
指定避難所	市立小中高等学校 【特例】市民センター コミュニティ・センター	地域団体 施設管理者 市職員	市	市	防災行政用無線 電話 等
補助避難所	市民センター コミュニティ・センター 【特例】児童館等市有施設	地域団体 施設管理者	市	市	電話 (防災行政用無線) 等

#### ②地域の集会所等の施設

地域の方々が事前準備、災害時の運営を行う「がんばる避難施設」と位置づけます。

※物資等は地域の方々が自ら準備することを基本とします。(がんばる避難施設は、自立運営が基本であり、災害初期に市からの物資支援は原則として行いません。避難が長期化した場合などに、指定避難所からの物資等供給の調整を行います。)

- (3) 複数の施設をひとつの避難所グループとして運営することにより、地域の避難所・避難施設全体で、避難実態に合わせた運営ができるような工夫を進めます。

### 2 避難所運営の考え方

- ① 指定避難所は、災害時に円滑に運営できることを目指し、
- ・地域の「避難所運営マニュアル」を、運営主体である地域団体、市、施設管理者が協議し作成、共有すること。
  - ・それぞれの主体が、災害時にその役割を果たしていけるよう、訓練をはじめ、常日頃から協力関係を築くこと。
- について、地域の方々とともに進めてまいります。
- ② 地域のその他の避難所、避難施設についても、指定避難所と同様に、それぞれの地域で開設や運営について協議してまいります。

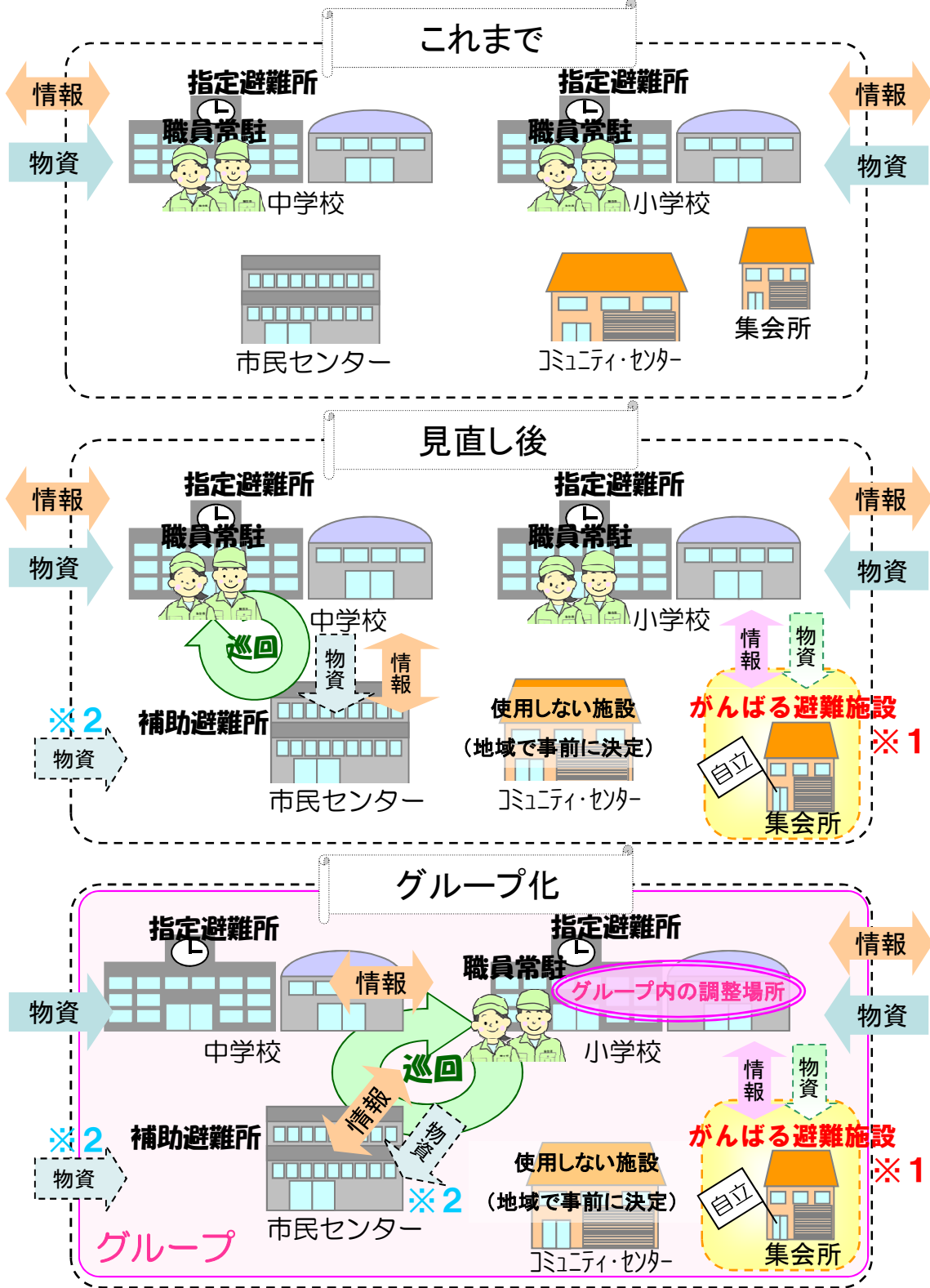
#### ■避難所に派遣される市職員について

- ・災害発生後速やかに派遣できるよう、体制を整備していきます。
  - ・概ね72時間は、避難所（グループの場合は中心となる施設）に常駐し、地域団体・施設管理者とともに避難所の立ち上げを行います。
  - ・その後は、情報の収集と提供、避難所運営の支援に従事します。
- ◎地域の防災訓練はもとより、その準備や避難所運営に関する話し合いなど、地域における防災活動にも参加していきます。

# 【避難所の位置づけ等のイメージ】

参考資料

(注)変化をわかりやすくするため、運営主体については市職員のみを記載しています。



※1 ① がんばる避難施設は自立運営が基本であり、災害初期の市からの物資の支援は原則として行いません。  
② 避難生活が長期化した場合になどに、指定避難所からの物資等供給の調整を行います。

※2 ① 補助避難所への物資供給にあたっては、指定避難所からの輸送を地域にお願いすることがあります。  
② 災害規模や物資供給体制の状況により、補助避難所への直接供給についての調整を行います。